

MR 等各位

令和 6 年 2 月 5 日

当院への訪問と会議室利用について

新型コロナウイルスが（感染症法上）第 5 類へ移行したことに伴い、標記について下記のとおり変更いたします。

<当院への訪問について>

1. 医師等との面談
面談はアポイントを取ってください。出待ちは禁止します。
2. 面談時間
原則 17 時以降としますが、医師等の都合でやむを得ない場合のみ 15 時～17 時も可とします。医局脇のラウンジにて、ご面会ください。
3. 医局でのポスティング
医師のメールボックスへ資料等を入れる場合、17：30～18：00 のみ可とします。

<会議室の利用について>

1. 手続きについて
オンラインにて申込と利用後の報告をお願いします（MR 倫理委員会をとおして、QR コードをお伝えしています）。予約は、当月分と翌月分のみ可能です。
2. 報告と請求書の送付
利用後の報告は 1 週間以内に行ってください。確認後、請求書を送付します。
3. 利用時間
職員の勤務時間（8：30～17：00）は禁止とし、17：00 以降とします。
4. 料金
第 1 会議室は 6,600 円／時間、第 2・第 3 会議室は 3,300 円／時間です。原則として第 2 会議室もしくは第 3 会議室を貸し出すこととし、特別の理由がある場合に第 1 会議室の利用を可といたします。
5. 飲食の提供
黙食をお願いします。
6. 訪問許可証
決まり次第、ご案内いたします。

*上記内容をお守りいただけない場合、当院への訪問と会議室の利用はお断りいたします。

*後任者への引き継ぎも責任をもって行っていただけますよう、お願いいたします。

*その他変更がある場合には、MR 倫理委員会をとおしてご案内いたします。

長岡赤十字病院 総務課
TEL 0258(28)3600（内線 2211）